貿易実務のツボ

第13号



インコタームズについて

今まで、輸出入についての流れを見てきました。

今回は、貿易契約を行う際に大変重要となるインコタームズ*についてまとめた いと思います。海外との取引では、国によって商慣習や貿易の規則が異なるため、 認識の相違が発生する場合があります。それを防止するため、インコタームズを利 用し取り決めをする必要があります。



インコタームズとは

インコタームズ (Incoterms) とは、International Commercial Terms の略称で、国際商業会議所 (ICC:International Chamber of Commerce) が制定した貿易取引に関する国際規則です。

インコタームズは 1936 年に制定されてから、様々な規則の追加や改定が行われ、最新版はイ ンコタームズ 2010 (2011年1月1日発効) となっています。

インコタームズは、貿易輸送中における以下の2つの事柄について規定しています。

- (1) 危険負担*・・・・・貨物に対するリスクを、輸入者・輸出者のどちらが負うのかを決
- (2) **手続き・費用負担・・・**運送手続き・保険手続き等の手続きやそれに係る費用を輸入者・ 輸出者のどちらが負担するかを決定。

その分担について、11 種類の規則を策定し、**3 文字のアルファベットで記号化**しています。

《インコタームズ 2010 で定められている 11 規則》

1.あらゆる輸送形態に適した規則(Rules for Any Mode or Modes of Transport)

E X W (Ex Works) 工場渡

F C A (Free Carrier) 運送人渡

C P T (Carriage Paid To) 輸送費込

C | P (Carriage and Insurance Paid To) 輸送費保険料込

D A T (Delivered at Terminal) ターミナル持込渡

D A P (Delivered at Place) 仕向地持込渡

D D P (Delivered Duty Paid) 関税込持込渡

Ⅱ.海上および内陸水路輸送のための規則(Rules for Sea and Inland Waterway Transport)

F A S (Free Alongside Ship) 船側渡

F O B (Free On Board) 本船渡 C F R (Cost and Freight) 運賃込

C | F (Cost, Insurance and Freight) 運賃保険料込



※インコタームズを採用する際の注意点

- ・国際条約ではないので強制力はない。
- ・売買契約の当事者間での採用の合意により、契約の取引条件として効力を発揮するものであ る。採用する場合は「INCOTERMS2010」の文言を契約書に記載しておく。
- ・インコタームズに規定されていなかったり、予測できない事態が発生した場合は、売買契約に もとづいて当事者間の協議で解決する。

貿易実務のツボ

インコタームズについて

FOB · CFR · CIFCOVT

FOB·CFR·C|F条件は、海上輸送・内陸水路輸送に適しています。コンテナ船輸送 や、航空輸送には適していないことに注意が必要です。

◆ FOB条件

Free on Board の略称で、貨物が輸出地の港で船舶の甲板に積まれるまでの手続き・費用を輸出者が負担する。

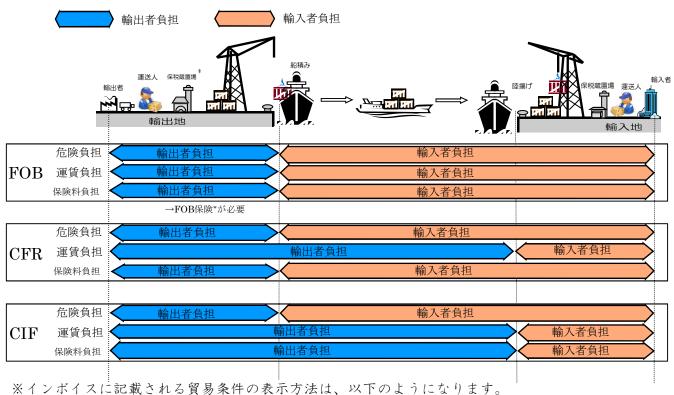
◆ CFR条件

Cost and Freight の略称で、FOB条件の手続き・費用負担に加え、運賃(Freight)まで輸出者の負担となる。

◆ C | F条件

Cost, Insurance and Freight の略称で、CFR条件の手続き・費用負担に加え、保険料(Insurance)まで輸出者の負担となる。

各条件の危険・手続き・費用負担に関して下記にて図で記載しました。



インコタームズ	FOB	CFR	CIF
表示方法	FOB 輸出港	CFR 輸入港	C I F 輸入港
記載例	FOB Shanghai 輸出港である上海港の本船甲板への積み込みまで、運賃・保険料とも輸出者の負担となる。	CFR Toyama 輸入港である富山港まで、運賃 は輸出者の負担となる。	CIF Kanazawa 輸入港である金沢港まで、運 賃・保険料とも輸出者の負担と なる。

インコタームズについて

FCA · CPT · CIPについて

FCA・CPT・C | P条件は、陸上・海上・空路のいずれの場合にも適しています。 コンテナ船輸送の場合は、原則こちらの条件を使用します。

◆ FCA条件

Free Carrier の略称で、貨物を運送人(コンテナ輸送の場合はコンテナヤードの運送人)に引き渡すまでの手続き・費用を輸出者が負担する。

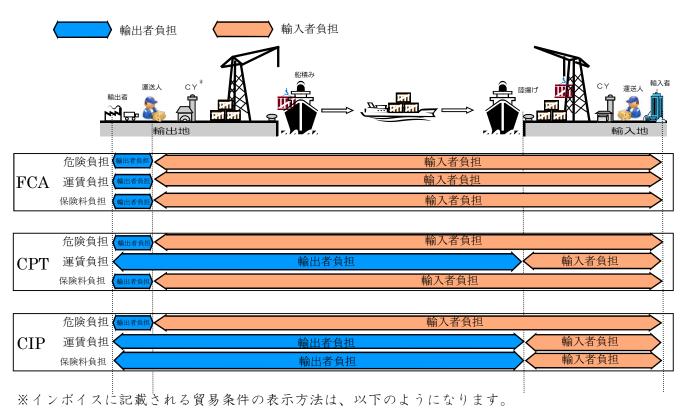
◆ CPT条件

Carriage Paid To の略称で、CPTのあとに続く指定地までの手続き・費用を輸出者が負担する。

◆ CIP条件

Carriage and Insurance Paid To の略称で、CPT条件の手続き・費用負担に加え、保険付保手続き・費用を輸出者が負担する。

各条件の危険・手続き・費用負担に関して下記にて図で記載しました。



インコタームズ	FCA	СРТ	CIP
表示方法	FCA 輸出港	CPT 輸入港	C I P 輸入港
	FCA Shanghai 輸出港である上海港の本船甲板への積み込みまで、運賃・保険料とも輸出者の負担となる。	輸入港である富山港まで、運賃 は輸出者の負担となる。	CIP Kanazawa 輸入港である金沢港まで、運 賃・保険料とも輸出者の負担と なる。

*は4ページに解説があります。

コラム⑤ インコタームズ 2010 一

インコタームズは、2011年1月1日に「インコタームズ2010」が最新版として発効されています。「インコタームズ2000」と異なる部分について説明します。

《インコタームズ2010とインコタームズ2000との違い》



- 危険負担・費用負担の移転時期(FOB・CFR・CIF条件の場合) 「インコタームズ 2000」では、貨物の危険負担・費用負担が輸出者から輸入者へ移 転する時期が「貨物が船舶の手すりを越えた時」ですが、インコタームズ 2010」では「貨物 が船舶の甲板に置かれた時」となります。
- 貿易条件の分類

「インコタームズ 2000」では、費用負担等により区別されたC~Fグループの4種類に分類されますが、「インコタームズ 2010」では、海上輸送・航空輸送等輸送形態にあわせた方法で分類されています。

※契約書においてどちらを利用するかによって、危険負担・費用負担の移転時期や負担 者などが異なりますので、契約締結の際に注意する必要があります。

净用 語

解 説 ※

インコタームズ

Incoterms。International Commercial Termsの略称。 国際商取引において国や地域による生活習慣・商取引の違いによる取引トラブルを避けるために広く用いられている貿易取引条件の統一基準。国際商業会議所(ICC:International Chamber of Commerce)が作成。

1936年に制定されてから、コンテナ船の出現や航空輸送の活発化など、輸送手段の変化に対応して、規則の追加や改定が行われ、最新版はインコタームズ2010(2011年1月1日発効)となっている。

危険負担

Risk Taking。貿易実務において売買契約をしてから引渡しまでの間に、輸出者、輸入者いずれの責任にも帰すことのできない不可抗力や、第三者により商品の破損、損失が発生したときの再調達義務のこと。商品そののものの再調達義務のことであり、金銭を支払う保険とは別物。損害商品に相当する保証が行われる保険の場合は、その商品あるいは金銭を誰に渡せばよいかを決める必要があり、つまりは再調達義務の有無、すなわち危険負担についての所在をはっきり決めておく必要がある。

保税蔵置場

民間所有の施設。輸出入業者の希望する場所に設置できる。外国貨物の積み卸しや運搬、蔵置ができる場所のこと。税関長の許可により、設置することができる。蔵置期間は原則3ヶ月だが、保税蔵置場に置くことを承認されると2年蔵置でき、さらに特別な理由がある場合は延長もできる。

FOB保険

輸出F0B保険のこと。日本の各港から輸出される貨物について海上保険抜きでの輸出契約を結んだ場合、国内各地の各工場、倉庫または港頭倉庫搬出から本船積込みまでの輸送中および保管中の危険を併せてカバーする保険。F0BやCFRの場合では、危険負担の移転時以降買主側で貨物海上保険を手配をするので、日本の売主としては本船積込みまでのリスクをカバーするものとして、F0B保険が必要となる。

CY (コンテナヤード)

コンテナの集積場所。コンテナ・フレート・ステーションという場所でコンテナに貨物を積み込むが、そのコンテナが集積される。

貿易実務のツボ

発行:北陸銀行

国際部 国際業務推進グループ

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26

TEL: (076)423-7111(代表) FAX: (076)423-7561

E-mail:kokugyo@hokugin.co.jp